

東京高裁総第 3779 号

令和 2 年 10 月 29 日

山 中 理 司 様

東京高等裁判所長官 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

9 月 16 日付け（同月 18 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

福島第一原発の事故をめぐり強制的に起訴された、東京電力の旧経営陣 3 人の裁判を担当している裁判官の氏名が分かる文書

2 開示しないこととした理由

1 の文書の存否を答えることは、不開示情報である個人識別情報（行政機関情報公開法第 5 条第 1 号に相当）及び公にすることにより法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報（行政機関情報公開法第 5 条第 2 号イに相当）を開示することとなるので、その文書の存否を答えることはできない。

（担当）総務課 電話 03（3581）1332（ダイヤルイン）